

# 平成 28 年度 第 6 回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 28 年 9 月 26 日(月) 16 時 00 分～16 時 30 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員  <u>25 名</u>  欠席委員  <u>2 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	欠	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	出	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	欠	27	谷口 八千代	出
	14	山本 洋文	出			
議事録署名人	9	山口 深		10	山本 哲也	
職務のため総会に 出席した者の氏名	課長 補佐	松本 仁志				
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 28 年度第 6 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 6 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 27 名中 25 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、9 番、山口 深委員と 10 番、山本 哲也委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第二、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認くださいようお願い致します。</p> <p>受付番号 14 番、御荘平山 845 番 1 でございます。地目・面積は畑・228 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 244.3a でございます。</p> <p>受付番号 15 番、御荘平山 214 番外 2 筆でございます。地目・面積は畑・1,672 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 250.8a でございます。</p> <p>受付番号 16 番、緑丙 391 番外 7 筆でございます。地目・面積は田 5 筆・8,827 m<sup>2</sup>、畑 3 筆・3,399 m<sup>2</sup>で 3 条無償移転でございます。経営面積は 0a でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請書等また現地確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。14 番お願い致します。
委員	場所は〇〇病院のすぐ下になります。譲渡人と譲受人はごきょうだいで、引き続き柑橘栽培をされるということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 15 番お願い致します。
委員	こちらも場所は〇〇病院のすぐ下になります。譲受人が引き続き柑橘栽培をされるということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 16 番お願い致します。
委員	譲渡人と譲受人はごきょうだいです。譲受人と話をしましたが、譲渡人の方がもう管理ができないということで、譲受人に譲渡したいということでした。現地はもう長年耕作していないため荒廃農地になっていますが、譲受人は農地として活用したいとのこと。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	譲受人は高齢で、申請地は荒廃農地という状態で、わざわざ3条で所有権を移転する必要があるのか。

事務局	譲渡人は独居で子どもや後継者もなく、今後のことを考えると不安であるため、子や孫がいる姉である譲受人に贈与したいと考えて申請をしたようです。
議長(会長)	他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>受付番号 14 番、御荘平山 354 番外 1 筆、地目・面積は畑・558 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は農業用倉庫でございます。</p> <p>また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、この農地は例外的に許可することができる農地です。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。14 番お願い致します。
委員	場所は〇〇病院のすぐ下でございます。譲渡人と譲受人はごきょうだいで、40～50 年前から申請地の上に倉庫が建っていますが、譲受人は引き続き農業用倉庫として使用したいとのことです。違反転用のため始末書も出ております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 167 番は再設定で、御荘和口 2309 番外 2 筆、地目・面積は田・3,217 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 168 番は新規で、御荘長月 2749 番外 7 筆、地目・面積は畑・11,525 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 169 番は新規で、御荘長月 1226 番外 2 筆、地目・面積は畑・3,522 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は 30 年でございます。</p> <p>受付番号 170 番は新規で、城辺甲 5373 番外 1 筆、地目・面積は畑・6,218 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 26 年 6 か月でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人